第六条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「この条第三項第二号」を「この条第四項第二号」に、「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項第一号中「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二十七条第四項」を「第二十七条第五項」に、「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　都道府県は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第四項各号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

第六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第一項第一号に定める協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

第四十条に次の一号を加える。

三　都道府県が法第十七条第八項の規定による維持又は災害復旧に関する工事を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第二条　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表第二十四条の項中「、第六項若しくは第七項」を「若しくは第六項から第八項まで」に、「又は第四十八条の十九第一項」を「、第四十八条の十九第一項又は第四十八条の二十二第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月二十日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の項に次の一号を加える。

三　都道府県が法第十七条第八項の規定による維持又は災害復旧に関する工事を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）

（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第三条　道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第三項」を「第四項」に改め、「第二条第一項」の下に「（第一号又は第三号に係る部分に限る。）」を加える。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第四条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第五項中「第六条第三項各号」を「第六条第四項各号」に改める。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
国土交通大臣　赤羽　一嘉

府令

○内閣府令第四十号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第百二十五条第三項の規定に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年六月十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公益目的支出計画の変更等の届出） **第三十七条**　整備法第百二十五条第三項第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当して同項の届出をしようとする移行法人は、様式第六号の届出書に登記事項証明書その他の当該変更を証する書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない。 2　整備法第百二十五条第三項第五号に掲げる場合に該当して同項の届出をしようとする移行法人は、様式第七号の届出書に登記事項証明書その他の解散の事由を明らかにする書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない。 ［3・4　略］	（公益目的支出計画の変更等の届出） **第三十七条**　整備法第百二十五条第三項第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当して同項の届出をしようとする移行法人は、様式第六号の届出書に当該変更を証する書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない。 2　整備法第百二十五条第三項第五号に掲げる場合に該当して同項の届出をしようとする移行法人は、様式第七号の届出書に解散の事由を明らかにする書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない。 ［3・4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十一号

道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令（令和三年政令第百七十二号）の施行に伴い、及び道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第五十二条第三項第二号（同条第六項及び同令第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年六月十八日

内閣総理大臣　菅　義偉